

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
保安林の指定予定(森林保全課)
- 一般国道の区域の変更(道路課)
- 県道の区域の変更()
- 一般国道の供用の開始()
- 県道の供用の開始()
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画化)

告 示

鳥取県告示第百三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成十一年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十一年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業者の所在地及び名称	取去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗成分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	
境港市 株式会社大伸水産 海洋栄養科学工場	境港市昭和町13-31 株式会社大伸水産 海洋栄養科学工場	大伸水産フラインジミール	平成11年1月	65.4	10.1		16.8			8.3	
境港市 鳥取信託株式会社 第一工場	境港市昭和町2-28 鳥取信託株式会社 飼料工場	65%フラインジミール	々	65.5	10.1		16.1			9.3	
境港市 北陽油脂株式会社	境港市渡町119 北陽油脂株式会社	肉骨粉	平成11年2月	58.5			21.1			2.9	
		フーズーミール	々	76.8			4.7			14.3	粗たんばく質3.2% 不足相対分1.7% 過剰
倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社	境港市外町3680-5 西日本くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料	平成10年12月	17.0	3.8	5.1	5.3	0.80	0.57	12.6	
境港市 本島工場	境港市港島倉庫	センター プラック									

注 試験の結果の概要は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第百三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字若芽ガ谷七六三の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字小門谷七五七、七五八、字河原田一三六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の

区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年三月九日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更	
		前後別	敷地の幅員 (メートル)
一八〇号	日野郡日南町菅沢字川西山一二二一 〇地先から同地先まで	変更前	敷地の延長 (メートル)
		変更後	敷地の延長 (メートル)
		八・〇	五・四・〇
		一四・〇	四・七・〇
		四・〇	一八八・〇
		八・〇	
		二七・〇	

鳥取県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年三月九日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山寺岸 本線	西伯郡岸本町小林字水無原二一一地 先から同字二一〇地先まで	変更前 九・〇 三一・〇	九・〇 二八・〇	一、七九〇・〇 一、七九〇・〇

鳥取県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成十一年三月九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八〇号	日野郡日南町菅沢字川西山二二一一〇地先から同 地先まで	平成十一年三月九日

鳥取県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成十一年三月九日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月九日		
鳥取県知事 西 尾 邑 次		
路線名	区 間	供用開始の期日
大山寺岸 本線	西伯郡岸本町小林字水無原二一一地先から同字二一 〇地先まで	平成十一年三月九日

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月九日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

鳥取県公安委員会規則第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

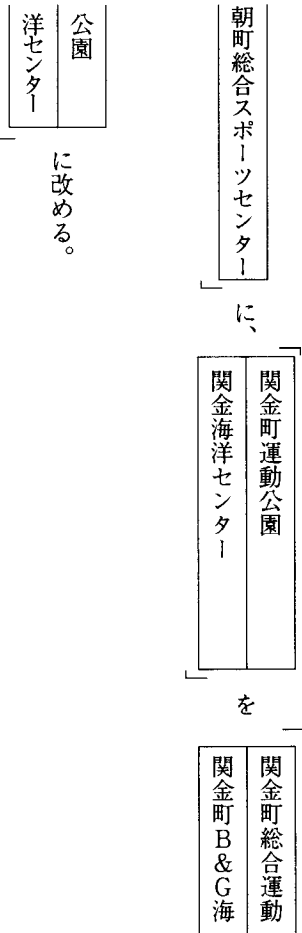
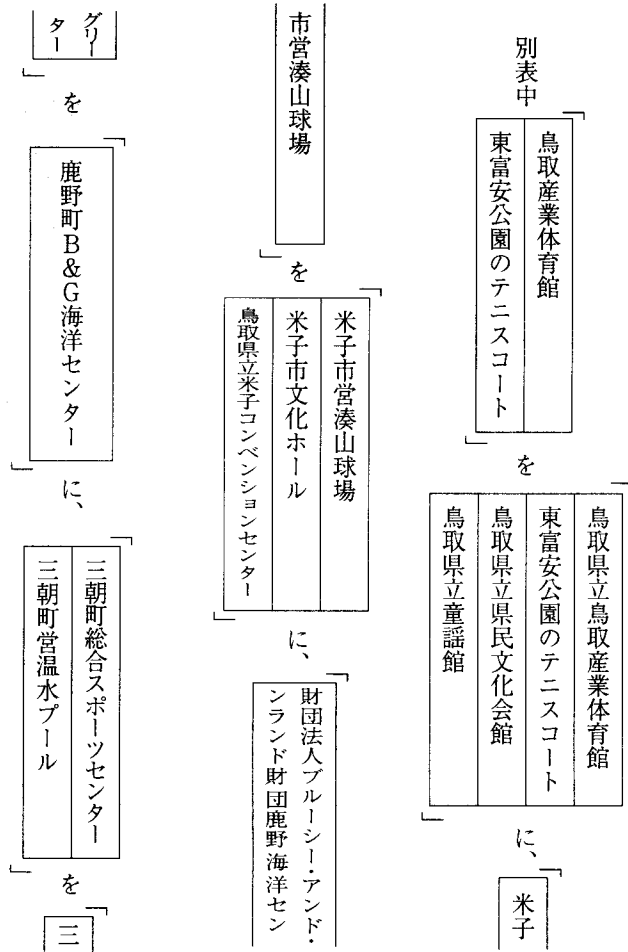
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和六十年二月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(風俗営業の営業時間の特例)

第二条 条例第四条第一項第二号の公安委員会規則で定める日は、次の表の上欄に掲げる祭礼の日(初日を除き、最終日の翌日を含む。)とし、同号の公安委員会規則で定める地域は、それぞれ同表の下欄に定める地域とする。

一 聖神社春の祭礼	鳥取市の区域
二 しやんしやん祭り	米子市の区域
米子がいなまつり	米子市の区域
倉吉打吹まつり	倉吉市の区域
みたと祭り	境港市の区域

第四条の見出し中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。